

# 医療病棟重要事項説明書

当病棟が提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

## I. 医療保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
生活療養 標準負担額	食事時間 朝食 7時50分～ 昼食 12時～ 夕食 17時15分～	※下記「食事代・光熱水費について」を 参照ください。 市町村民税非課税の方は区分に応じて 軽減措置があります。
看護・介護	医療病棟は西館・東館3階・東館4階の3病棟です。 療養病棟入院基本料20対1入院基本料を算定しています。 当病棟では1日に56人以上の看護・看護補助者が勤務しています。 時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・8時30分～16時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は5人以内です。 ・16時30分～0時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は20人以内です。 ・0時30分～8時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は20人以内です。	保険証の負担割合の表示のとおり、 1割・2割・3割をお支払いただきます。 <b>(57,600円～)</b> ※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に 達した場合、4回目から「多数回該当」 となり、上限額が変更となります。 <b>(44,400円～)</b> ※市町村民税非課税の方は区分に応じて 軽減措置があります。
職員数	東館3階：看護職14人・看護補助者14人 東館4階：看護職12人・看護補助者15人 西館：看護職19人・看護補助者18人	<b>区分Ⅰ</b> ： 15,000円 <b>区分Ⅱ</b> ： 24,600円

## II. 医療保険給付外サービス

### ●生活療養標準負担額(食事代・光熱水費代)について

65歳以上(令和6年6月1日～)

所得区分	医療区分 II・III	医療区分 I
一般	(食 費) 1食につき <b>450円</b> (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>	(食 費) 1食につき <b>450円</b> (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>
区分 II	(食 費) 1食につき <b>230円</b> 過去1年間の入院に数が90日超の場合180円 (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>	(食 費) 1食につき <b>230円</b> (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>
区分 I	(食 費) 1食につき <b>110円</b> (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>	(食 費) 1食につき <b>140円</b> (光熱水費) 1日につき <b>370円</b>
老齢福祉年金受給者	(食 費) 1食につき <b>110円</b> (光熱水費) 1日につき <b>0円</b>	(食 費) 1食につき <b>110円</b> (光熱水費) 1日につき <b>0円</b>

※ 医療区分とは、療養病棟において、患者の医療の必要度を評価するための指標のことで、区分 II・IIIに相当する

「対象疾患」「対象となる状態」が規定されており、該当する項目がなければ区分 I となります。

※ 上記金額については全て非課税です。

※ 難病患者については所得区分にかかわらず光熱水費の負担は0円、医療区分 II・III(一般)の食費は280円です。

※ 低所得(区分) II の期間の入院日数が過去12ヶ月で91日以上の場合はマイナ保険証の有無にかかわらず市町窓口で申請が必要です。

### 【所得区分の詳細について】

一般 … 現役並み所得者、区分 I・区分 II のどれにも該当しない方

区分 II … 同じ世帯の全員が住民税非課税で、区分 I に該当しない方

区分 I … 同じ世帯の全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金受給者  
(年金の所得は控除額を80万円として計算)

### 【食事代の減額について】

所得区分が区分 I・区分 II に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口に提示することにより、食費の自己負担額が上記の表の金額に減額されます。(提示がないと適応できません。)

認定証は市役所窓口又は出張所にて申請してください。(詳しくは加入している保険者までお問い合わせください。)

●食費・光熱水費代以外の保険給付外サービスについて

サービスの種類	自己負担額	内 容
おむつ代	198円/枚 紙おむつ(大)(税込) 99円/枚 紙おむつ(小)(税込)	必要に応じて当院指定の紙おむつを使用します。 (利用されない場合は徴収いたしません。) ※当院では基本的に紙おむつの持ち込みは不可です。
理髪	2,500円 (税込) … カットのみ 3,000円 (税込) … カット+髭剃り	業者の方が週に2~3回来院されます。 ご希望の場合は病棟スタッフにお申し出ください。
洗濯代 利用者のみ	385円/日 (税込)  * タオルケット洗濯 別途1回300円(税込)	希望される方は洗濯院内いたします。 (タオル・下着・バスタオル・食事時のエプロンなど)  ※病衣は当院にて無料洗濯いたします。 ※洗濯お持帰りをご希望でも、やむを得ず院内洗濯のご相談をすることもあります。 ※破損・劣化については責任を負いかねる場合があります。
テレビ代 利用者のみ	110円/日 (税込)	テレビ貸与料  ※テレビカード式ではありません。 テレビを設置し、レンタル代として料金をいただきます。 ※テレビのお持ち込みについてはご遠慮いただいております。
病衣代 該当者のみ	55円/日 (税込)	つなぎ服などの別途注文品のレンタル代  ※通常の浴衣タイプの病衣は無料貸出ですが、患者様の安全面を考慮し ご家族様の同意をいただいた上で、特別病衣を着ていただくことがございます。 ※患者様のご状態によってはご購入いただくこともあります。
その他購入代行		歯ブラシ・入れ歯洗浄剤等日用品(売店)の購入の代行
文書料	①1,000円 (税込) ②2,200円 (税込) ③3,300円 (税込) ④4,400円 (税込) ⑤5,500円 (税込) ⑥様式に応じて金額の変更あり	診断書・証明書等の依頼をされた場合、文書料をいただきます。  ①生計同一証明書 ②おむつ使用証明書 ③入院・手術等証明書(診断書) ④死亡診断書 ⑤特定疾患個人票・身体障害診断書・成年後見人等診断書 ⑥その他
特別室	3,850円/日 (税込)  2,750円/日 (税込)	個室 西館:206号・207号・208号・210号・211号・212号・213号・215号 東4階:508号  2人部屋 東310号・東311号・東506号・東507室  患者様・ご家族様の特別室利用のご希望があった場合や、患者様の ご状態により隔離が必要な場合に、特別室利用料をいただきます。

III. 苦情等申立窓口

当病棟のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、

当病棟窓口担当者 十川・岸本・松村・山本(本館受付)までお気軽にご相談ください。

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、

薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月1日より医療情報取得加算として、

以下の点数を算定します。

初診時	医療情報取得加算	1点
再診時 (3か月に1回)	医療情報取得加算	1点

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力を  
お願いいたします。

医療法人社団若宮会

山口若宮病院

令和6年12月1日更新